~6月中に現況届が必要です~ 始まりました 4月から「児童 二制度が

制度に代わり、新たに 制度が始まりました。 平成24年度から、「こども手当」 「児童手当

## ▼児童手当の目的

とで、家庭などにおける生活の安 援することを目的としています。 会を担う児童の健やかな成長を支 育している方に手当を支給するこ いう基本的認識の下に、児童を養 定に寄与するとともに、次代の社 いての第一義的責任を有すると 父母その他の保護者が子育てに

#### ▼支給対象者

での子どもを養育している方 中学校修了前(中学3年生) ま

# ▼支給額(平成24年度月額

- 0歳~3歳未満
- 1万5000円(一律
- 3歳~小学校修了前 1万円
- ※第何子かは、今年度に18歳以下 第3子以降は1万5000円
- である子どもで判断します。
- 支給時期 中学生 1万円 (一律

児童手当などは原則として、 年

> します。 3回で、 前月分までの手当を支給

- •6月(2月~5月分)
- •10月(6月~9月分)
- 2月(10月~1月分)

※ただし、平成24年6月に限 成2年2月・3月分)と平成24 平成23年度分の子ども手当(平 5月分)が支給されます。 年度児童手当(平成24年4月 ŋ

## 所得制限の導入

されます。 例給付」として、支給対象の児童 童手当」は支給されませんが、 が所得限度額を超過した場合、 限が導入されます。受給者の所得 1人につき月額500円が支給 平成2年6月手当分より所得制 児児

# 【扶養親族の数と所得限度額】

0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※扶養親族とは、 親族などの人数です。 税申告した扶養

> ※扶養親族などの人数が6人以降 は、1人増えるごとに38万円を 所得限度額に加算します。

#### ◎子ども手当を受給していた方は 6月中に「現況届」を忘れずに 制度変更のための新たな認定請 提出してください 求手続きは不要です

ばなりません。 件があるかどうか確認するための き、児童手当を引き続き受ける要 当の「現況届」の提出が必要です。 請求は必要ありませんが、 日における状況を記載していただ に切り替わりますので新たな認定 していた方は、児童手当に自動的 この「現況届」は、毎年6月1 平成23年度に子ども手当を受給 毎年6月に提出しなけれ 児童手

郵送しますので りますので、 月分以降の手当が受けられなくな お願いします。 況届」申請書を、 てください。 提出の必要な方には、今年の 「現況届」の提出がないと、6 忘れずに手続きをし 6月初旬までに 6月中の提出を 現

### ◎寄附について

月の前月の20日までに役場窓口に 黒潮町の子育て支援の事業に生か 申し出てください。 すために寄附することができます。 寄附をご希望の方は、手当支給 児童手当の全部または一部を、

## ◎出生や転入などの場合は手続き が必要です

場合も手続きが必要です。 ない月が発生する場合があります。 なかった場合は、手当を受給でき 翌日から数えて、原則15日以内に 児童手当の対象人数が変わった場 ※必要書類については、 行ってください。手続きが行われ 手続きは、出生日・転出予定日の 新たに受給資格が生じた場合や、 合は、役場窓口(公務員の方は勤 務先)での申請手続きが必要です。 また、受給者が公務員になった 出生や黒潮町への転入により、 窓口まで

)お問い合わせ

お問い合わせください。

本庁 住民課 住基戸籍係

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 43-2800 (直 通

55-3701

(直

通